

令和7年度 第1回 郡上市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和7年12月25日（木）13時30分～15時00分

場所：郡上市役所 4階 大会議室

出席者：尾藤委員、松森委員、鈴木（雅秀）委員、野邑委員、鈴木（富士夫）委員、鈴木（登）委員
杉本委員、安田委員

オブザーバー：岐阜家庭裁判所（斎藤）

事務局：山下高齢福祉課長、正義原社会福祉課長、西脇課長補佐、川嶋主任、武村主任、黒木
＜郡上市成年後見支援センター＞

恩田地域福祉課長、井上課長補佐、三島主任、日置主任

1、開会

2、委嘱書交付

3、あいさつ（事務局）

4、会長選出

郡上市成年後見制度利用促進協議会設置要綱 第4条に基づいて会長に尾藤委員を互選した。

＜参考＞

郡上市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5、会長あいさつ

成年後見制度については、様々な方の後見人をやりながら、社会福祉協議会の法人後見にも関わらせていただいている。

先ほどの話のとおり、認知症の方が推計 1800 人いる中で、うち 35 人しか制度利用していないという実情は実務の中でも感じていた。

一方で、国の制度見直しも進んでいるが、制度の使いにくさが利用を難しくしている部分がある。とはいえ、必要な方の利用を進めていかないと、場合によっては財産が使い込まれてしまう事態もあり、難しいと言いながらも進めていく必要がある。

本協議会で郡上市における成年後見制度の利用が進めばと思っており、司法業界だけではなく、多くの協力が必要であり、それぞれの立場からご意見をお願いしたい。

6、職務代理者の指名

尾藤会長より、第4条第3項に基づく職務代理者について松森委員を指名した。

7、報告事項

会長：事務局から説明をお願いします。

以後 事務局、郡上市成年後見センターより資料に基づき説明

8、協議事項

(1) 担い手の育成と活用について 事務局より資料に基づき説明

会 長：では、何かご質問ご意見はあるか。

委 員：市民後見人はハードルが高いのでは。私は子どもの保佐人をやっているが、私自身が市民後見人を担えるかというとなかなか難しい。市民後見人が増えることは素晴らしいと思うが、それより親族後見人の充実、その裾野を広げて、制度の重要性を周知した上で、次の段階において、育成等に繋がると良いのでは。

会 長：親族後見人などを増やす方法について、市民目線で何かアイデアはあるか。

委 員：私が制度を利用したきっかけは、子どもが特別支援学校の高等部を卒業するタイミングで、成年後見支援センターが作成したケーブルテレビ番組を観たこと。この制度を使う必要性に気が付き手続きした。出前講座やケーブルテレビなど、地道な広報活動は大切だと思う。保護者としては親同士のつながりがあるので、緩やかなサロンのようなところから広がっていくと、入りやすく敷居が低くなるのでは。

会 長：周囲の保護者は相談や申立てをするなどの様子はあるか。

委 員：私が知っている保護者ではほとんどない。

委 員：市民後見人がボランティア的な捉えで使われている気がしている。専門職の後見人が付くと報酬発生するが、市民後見人は報酬発生するのかという問題がある。専門職として後見活動をしている立場で考えると、費用が無料となると、専門職が悪いことをしているように語られることがある。制度利用者の立場からすると高い報酬より報酬がかからない方がいいという話になる。そこを市としてどう考えていくかは一つ視点としてある。

郡上市内における新規申し立ては年間5件もない。その中で、市民後見人に依頼するケースは実際どれほどか。アセスメント会議における受任調整の検討はいつも迷うが、選択肢に法人後見や専門職後見、さらに市民後見となった場合、検討が難しい。そういったことも含めて、市民後見人の育成・活用を考えないと、養成したが活躍の場がないことが起こる。

会 長：郡上市としてはどうか。

事務局：各務原市では10名ほど養成したが、受任できているのは2名で、受任できていないメンバーのモチベーション維持が難しくなっている。報酬の件は内部的な議論はできていないが、専門職と市民後見人の報酬の差や基準など、今後研究を進めたい。

申し立てが少ない現状は、冒頭挨拶でも伝えさせていただいた。親族による後見も含めて啓発する中で、市民後見人の育成・活躍の場も両輪のように考えていく必要がある。

委 員：相談件数は増えている中、アセスメント会議の件数、申し立てに至る件数は多くない。

2018年に生活支援ネット・ぐじょうが行った調査では、本調査結果の3～4倍ぐらい対象者がいた。そこを考えると掘り起こしをどうするかという問題もある。

本当は必要だが制度利用していないケースもあり、ご親族やケアマネージャー、病院の相談員が実質の後見業務のようなサポートをしている場合もある。そのような方を制度につないでいくための掘り起こし、広報が必要。

事務局：利用者が増えない要因には、成年後見制度そのものの使いづらさもある。制度は利用開始するとご本人が亡くなるか判断能力が回復するまでやめられない。また、成年後見人と相性が悪くトラブルが生じた際の交代不安があるなどの課題もある。現在、それらは国の方で議論されており、法律が改正されると利用するハードルも下がるのでは。

委員：市民後見人について、他市町村を見ると10年以上前から活動している市町村もある。ハードルが高いという意見もあったが、そこを低くしてでも市民後見人を増やしていった方が、市民後見人ならではの細かいフォローができるのでは。例えば、近所の知人が後見人となれば、本人も安心して任せられることがある。受任後も活動上の不安が相談できる体制を作って、市民後見人が安心して活躍できる体制を整えていくことが必要

会長：市民後見人の受任機会について、市内では選任数が少なく、現状では難しいという感想は持っている。しかし、市民後見人になろうという気持ちがある方には、積極的に味方になってもらえると良い。つまり、関わる人を増やしていかないといけない。

これまでは、他人名義のものを家族が勝手に手続きしている社会情勢がある。ちょっと極端な言い方だが、本当に本人意思に基づくか不明だが「家族だから問題ないだろう」という善意の解釈が続いている状況がある。家族をないがしろにしようと思いやっているのではなく、むしろ認知能力が低下し、本当に大変な方を周囲が一生懸命支えている。ただ残念ながら、その中には親族が知らないうちに、お金を降ろしているといった極端なケースも中に紛れてくる。

今後、独居高齢化など社会構造が変化する中で、これまで家族が支えていたことはどこまで維持できるのか。ある日、突然認知症になってしまうと、金銭管理など、どうしようもなくなる問題がある。また、専門職としても、市内弁護士は4人、司法書士は減少傾向で、専門職後見も担えるだけの数がない。そのため、この市民後見人の養成や、関わる人を増やすという意味では、やはり積極的な準備にすべき。市民後見人として後見業務ができなくても、啓発活動など様々な場面でご協力いただけるのでは。

なお、かなり根本的な制度の問題もあり、実は弁護士会でも報酬については問題になっている。弁護士会にも法的な困難さから受任依頼を受けるが、全くお金のないケースがある。普通のお客様であれば、法テラスの援助制度を活用すれば十何万ぐらいの費用になるが、後見人として選任された途端、後見業務は自分の活動だからということで報酬が出ないという裁判所のご判断がある。先日出た話では、弁護士が後見受任するのではなく、法人後見で受任し、そちらから弁護士に依頼を受ける。例えば、破産手続きが必要な場合、法人後見で受任し、破産手続きは、法人後見から弁護士が普通の事件として受ける。費用は法テラスを利用すれば最低限の費用はいただけるし、破産手続きが終われば、あとは法人後見でサポートできるケースもある。

今後、より利用しやすい制度となるよう、関係機関が知恵を出し合い、協力して進めていくしかないと考えている。

会長：次に成年後見制度利用促進に係る意見交換に入る。ご意見等をお願いしたい。

委員：広報活動について、障害関係者には周知されている。だが、制度の使いにくさ、特に費用の問題がクローズアップされ、現実に利用まで至らない。ちなみに、社会福祉協議会が実施する法人後見だと、市長申し立ての場合しか認められないのか。

事務局：現状の運用としては、そのようになっている。

委員：実際に診断書を書く主治医が「後見制度をお金はかかる」「1回利用するとやめられない」などデメリットを意識して後見制度は勧めないという医師もいる。そのため、国の法改正の情報などを発信していただけると、関係者がメリットを本人などに伝えられる。

委員：事業報告等を受けており、責任があり大変な仕事であると感じている。様々な法律が関連し個人の財産管理ということで、職員負担も心配している。今後、県から示された形に沿って郡上市成年後見支援センターとしても関連機関と連携しながら進めていきたい。

委員：民生委員として訪問する中で、後見制度が話題になることがある。「私のお金を取られてしまう」「私の自由には使えない」と思ってみえる方が多い。先ほどの報告で、本人を交えたケース会議を開催したと聞き、本人意見も聞いて支援方法をまとめていくのだと再確認した。そういった良さのPRが少ないのかもしれない。

実際に支援されている専門員の話を知ると、とても手続きが複雑で、申請方法についてもインターネットで作成・提出できるようになると負担も少なるのでは。

委員：私自身、仕事で10年以上、本制度に関わっているが、未だに十分理解しきれていない。そのくらい制度自体が複雑であると感じている。NHK番組で判断能力が低下した方のサポートに関する内容が放映されていた。民間事業者も参入している状況で、このような業者も増えてくるのかもしれない。

委員：市民目線の観点では、任意後見制度の周知も必要があり、そこから成年後見制度にも広がっていくと思っている。また、委任できること、委任できず法的代理が必要なことを明示すれば、「やらなければ・・・」という意識づけ、動機づけに繋がると思う。
先ほどデジタル化が話題となったが、保佐人として必要性を感じている。報告書は紙様式、登記事項証明書もA4用紙で、これを持って銀行等へ行くこととなる。カード形態など、何か持ち運び携帯がしやすいような形にしていただけると、利用する側としては助かる。

家庭裁判所：郡上市の現状、課題等について本協議会で拝聴した。裁判所としても検討しなければならない課題も考えていきたい。

デジタル化の話題について、民事裁判手続きが先行して行うという動きがある。

市民後見人の養成は地域事情があり、各市町村がどうビジョンを描くかが大事になる。県内でも取組が進んでいるところ、進んでないところがある。元来、市民後見人は地域密着で本人に身近なサポートが得られるという点が大きな強みである。

先ほど法的課題はスポット委任でも良いのではと意見もあったが、そうなれば市民後見人による担い手の活躍も、今後検討していかなければならない分野と考える。

市民後見人の受任について定まった基準はないが、概ねの選任目安を紹介させていただく。

「大きな課題や紛争性がない」「本人の財産が比較的少額」「地域密着で本人に身近な存在が求められる」「ケアマネージャー等、本人の支援体制があり、主体的に関与がある」「虐待等の特別な対応を要しない」「重要かつ緊急課題がない」これに対し、中核機関のサポート監督人のバックアップ体制、賠償保険への加入など、総合的な事情を考慮して、個別で判断し、市民後見人を選任している。

委員：任意後見制度について、現状では本当に少ない。民間の高齢者終身サポート事業者が、任意後見をセットにして動いている事例もある。社会福祉士の個人事務所で活動する中で、任意後見制度をお勧めしている事例もあり、そこでトラブルが発生するケースもある。

そここのところは制御してやっていく必要がある。担い手不足の話は、先生言われるとおりで、社会福祉士会においても市内で活動できる方は、自分ともう一人ぐらいであり、担い手が本当にいない状況。法人後見の仕組みと受け皿を機能させ、養成講座の修了者が、法人後見の支援員として後見活動をする事も望ましい。

事務局：今後、本会議協議会の意見を踏まえて、郡上市における成年後見制度の利用促進を図ることができるように努めたい。

職務代理者：これで令和7年度第1回郡上市成年後見制度利用促進協議会を終了します。